

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【公開番号】特開2012-99613(P2012-99613A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2010-245418(P2010-245418)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月25日(2013.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

耐候層と、発電部材と、ポリカーボネート基材とがこの順に積層された太陽電池モジュールであって、前記発電部材と前記ポリカーボネート基材との間に熱可塑性樹脂が積層されていることを特徴とする太陽電池モジュール。

【請求項2】

前記熱可塑性樹脂のTgが-120~110であり、かつ、Tmが45~250であることを特徴する請求項1に記載の太陽電池モジュール。

【請求項3】

前記熱可塑性樹脂が、ポリウレタン、ポリオレフィン及びポリエステルからなる群から選択される1以上であることを特徴とする請求項1又は2に記載の太陽電池モジュール。

【請求項4】

前記熱可塑性樹脂がシランカップリング剤を含むことを特徴とする請求項1~3のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項5】

ポリカーボネート基材の厚さが0.5mm以上であることを特徴とする請求項1~4のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項6】

前記太陽電池モジュールが、前記耐候層と前記発電部材との間、及び/または前記ポリカーボネート基材と前記熱可塑性樹脂の間にさらに封止層を有することを特徴とする請求項1~5のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項7】

前記封止層が、前記発電部材の受光面側と接して積層されることを特徴とする請求項6に記載の太陽電池モジュール。

【請求項8】

前記封止層が、エチレン-酢酸ビニル共重合体(EVA)であることを特徴とする請求項6又は7に記載の太陽電池モジュール。

【請求項9】

前記熱可塑性樹脂が、前記発電部材と接して積層されていることを特徴とする請求項1~8のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。